

アンケート調査結果

1. 法人の属性

(1) 設立時期・法人格取得時期

団体の設立時期

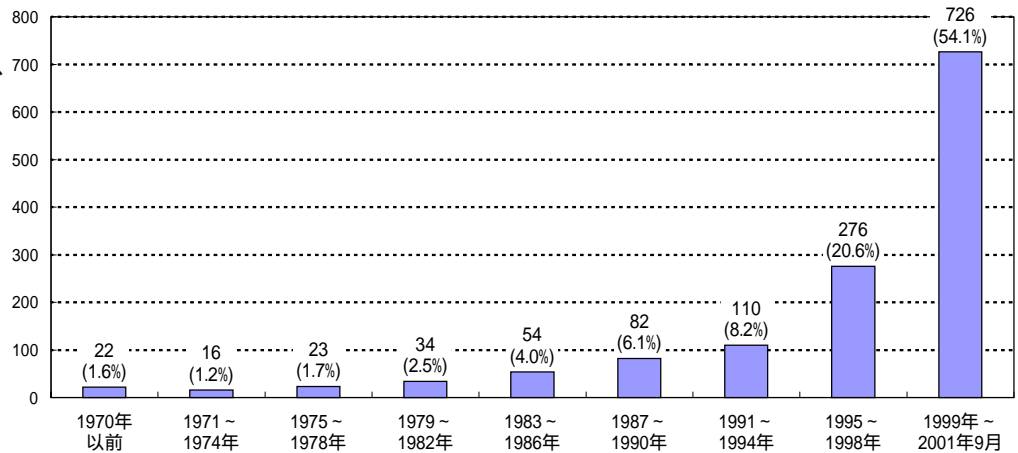
・阪神・淡路大震災の起こった95年以降に設立された団体が7割強を占め、NPO法施行（98年12月）以降に設立された団体が5割を超える。

【参考】

現在のNPO法人は、その活動開始時期によって大きく以下の3つ、阪神・淡路大震災以前から活動していた団体(95年以前):25%、震災後設立した団体:21%、NPO法(98年12月)施行以降に設立された団体、に分類できる:54%。

団体設立の時期

- 無効・無記入を除く -



(単位: 団体 (% (対有効)), N=1,418、有効: 1,343)

法人格取得の時期

・NPO法人格取得団体が継続的に増加

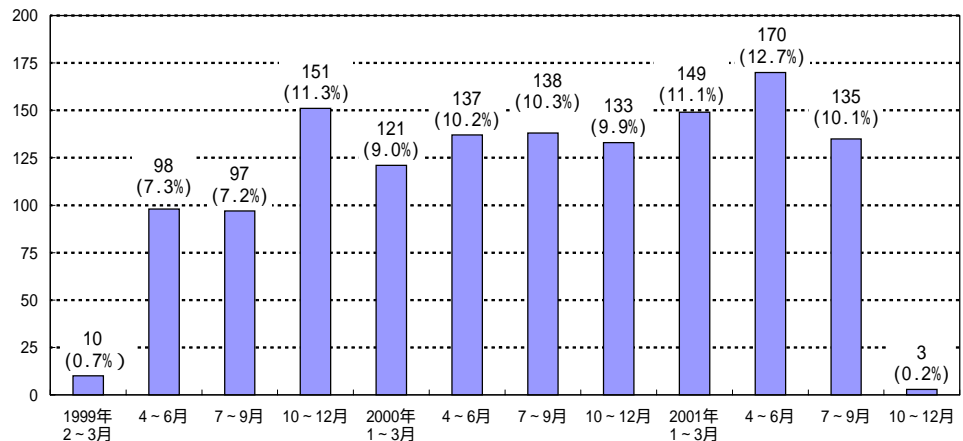
【参考】

NPO法人格の取得時期について、3ヶ月間ごとの推移を見ると、ほぼ毎期間150団体程度の増加幅で継続的かつ安定的に推移している。

NPO法人は、時間の経過とともに一定割合で着実に増加している。

法人格取得の時期

- 無効・無記入を除く -



(単位: 団体 (% (対有効)), N=1,418、有効: 1,342)

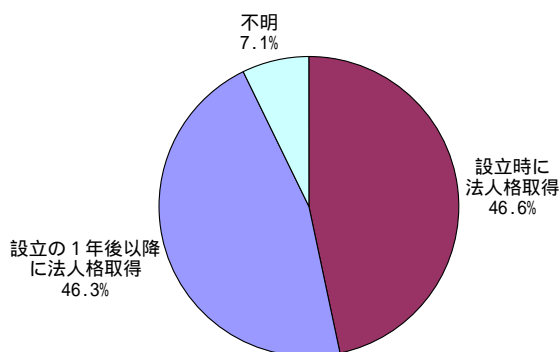
法人格取得前の活動経験の有無

- ・ N P O 法人の半数は、過去に活動経験を持たず、設立と同時に法人格を取得した全く新しい団体である。

【参考】

現在の N P O 法人に、法人格取得前における活動経験の有無を聞くと、その半数近くが「有り」と回答している。N P O 法施行まだ間もないことから、法人格取得のメリットを求めて任意団体から法人へ移行する団体が半数を占める。他方、残りの半数は N P O 法人格取得とともに活動を開始しており、N P O 法の施行自体が、新たな N P O 設立を促進していることも伺われる。

法人格取得前の活動経験の有無



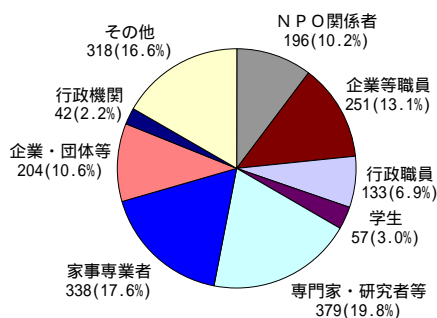
(単位: % (対N)、N=1,418)

団体設立における主な担い手

- ・ 設立の主な担い手は、専門家・研究者、家事専業者とする法人が多い。
- ・ N P O 法施行前は家事専業者の割合が高く、法施行後は専門家、企業職員、企業等の割合が大きく拡大している。法施行を契機に、これらに加え、研究者や企業関係者が新たな活動の一環として、従来とは異なるタイプの N P O を設立している。

団体設立における主な担い手

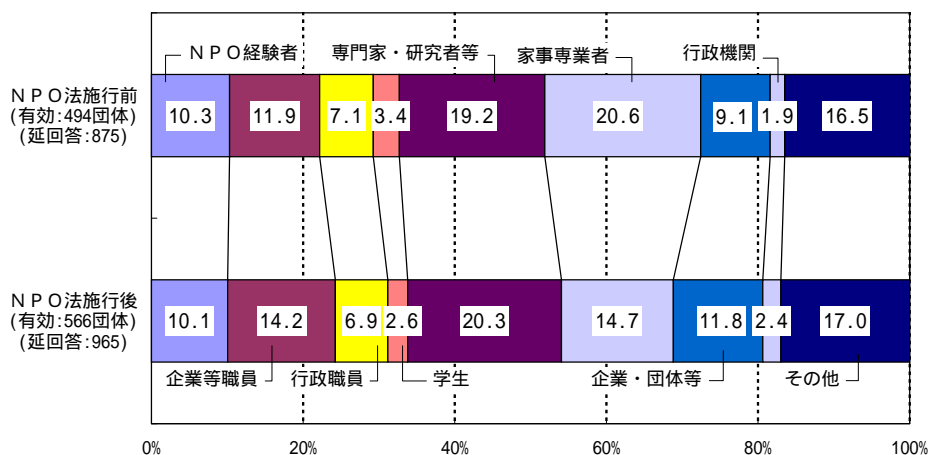
- 複数選択、無効・無記入を除く -



(単位: % (対延回答)、N=1,418、有効: 1,108、延回答: 1,918)

団体設立における主な担い手 (N P O 法施行前後別)

- 複数選択、無効・無記入を除く -



(単位: % (対延回答)、N=1,418)

(2) 活動分野

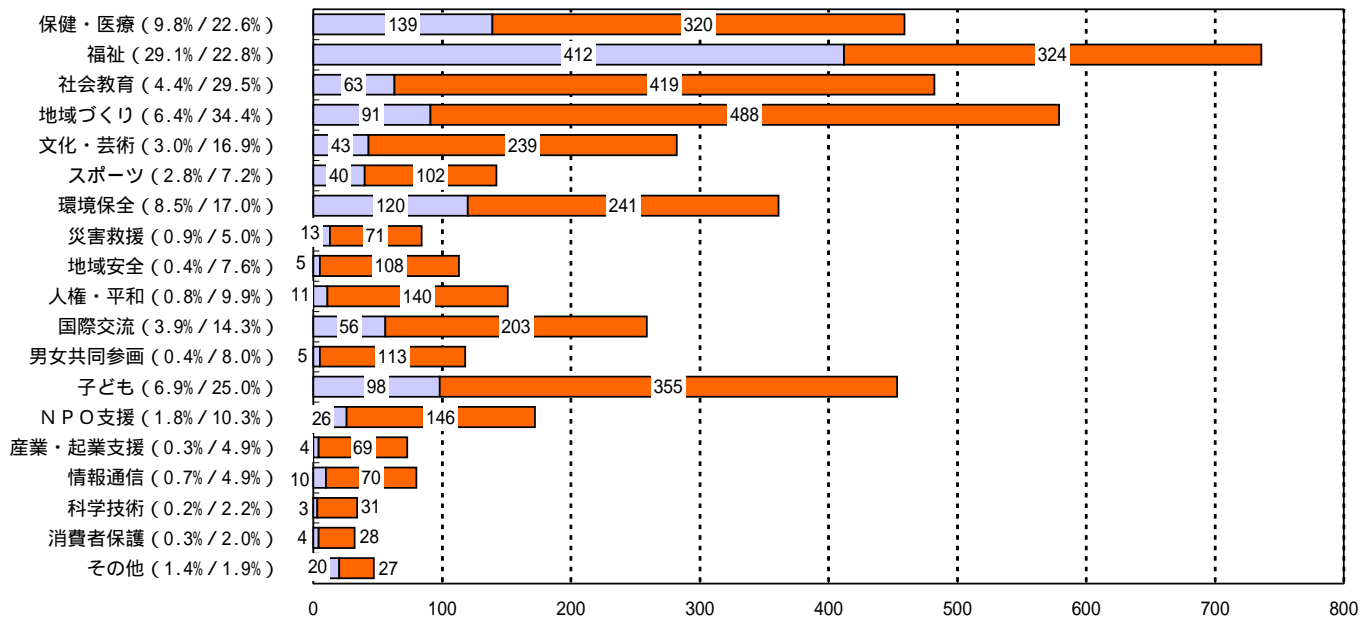
- ・ NPO法人の活動内容は複合的かつ多様であり、単一分野では割り切れない。
- ・ 福祉、地域づくり、社会教育、保健・医療、子ども、環境保全が活動分野の上位を占める。特に福祉分野は、主たる分野として選択されている割合が高い。

【参考】

主たる活動分野では、「福祉」が圧倒的に多く「保健・医療」と合わせて全体の4割を占める。他方、従たる分野では「福祉」「保健・医療」に加え「地域づくり」「社会教育」「子ども」などの割合が高い。これらは、既存分野の枠組みを越えて、分野横断的な事業を手がけるNPO法人が多数存在すること、特に「地域づくり」「教育・こども」などの分野は、NPO活動が相互に関連しやすい対象であることが背景にあるものと考えられる。また、産業・起業支援、情報通信、科学技術、消費者保護を手がけるNPOも一定割合あり、NPO法における対象分野としての新規追加が求められよう。

活動分野（主たる分野と従たる分野）

- 従たる分野は複数選択、無効・無記入を除く -



□主たる分野（有効：1,163） □従たる分野（有効：760）

（単位：団体(主%/従%(対N))、N=1,418）